

令和4年2月16日
クリーンセンター連絡協議会
浅川清流環境組合

環境定点測定結果（令和3年度 夏季）

1. 結論及び考察

測定の結果、各測定地点における数値は概ね同程度であり、東京都が設置している大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局：多摩市愛宕1-65-1）と比較しても数値は同程度でした。また、全ての測定項目で、法令等の基準となる値を下回っていました。以上のことから、周辺の公園等へ著しい環境影響を及ぼしていないものと考えられます。

なお、上落川公園の測定結果と落川交流センターの測定結果を比較すると概ね同程度であり、これまでの測定結果を考慮すると、当可燃ごみ処理施設の南側下流側としては、落川交流センターのみの測定で問題ないと考えられます。

測定結果詳細は下表のとおりです。

| 運転時 | 測定日 |
|-----|--------------|
| | 令和3年7月16日（金） |
| 停止時 | |

2. 測定結果一覧表

| 測定項目 | 測定地点 | | 新井公園 | | 新井わかたけ公園 | | 落川交流センター | | 上落川公園 | | 大気汚染常時監視測定局（参考） | | 基準値 |
|-------------------------------|----------|-----|--------|-----|----------|-----|----------|-----|--------|-----|-----------------|-----|----------------------|
| | 可燃ごみ処理施設 | 停止時 | 運転時 | 停止時 | 運転時 | 停止時 | 運転時 | 停止時 | 運転時 | 停止時 | 運転時 | 停止時 | |
| 二酸化硫黄 (ppm) | | | 0.001 | | 0.001 | | 0.001 | | 0.001 | | 0.002 | | 0.04以下 |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m³) | | | 0.035 | | 0.028 | | 0.026 | | 0.021 | | 0.021 | | 0.10以下 |
| 二酸化窒素 (ppm) | | | 0.018 | | 0.014 | | 0.014 | | 0.014 | | 0.011 | | 0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下 |
| ダイオキシン類(大気質) (pg-TEQ/m³) | | | 0.0094 | | 0.0010 | | 0.0082 | | 0.011 | | | | 0.6以下 |
| 塩化水素 (ppm) | | | <0.002 | | <0.002 | | <0.002 | | <0.002 | | | | 0.02以下 |
| 水銀 (μg/m³) | | | 0.0015 | | 0.0017 | | 0.0018 | | 0.0016 | | | | 0.04以下 |
| 悪臭 (臭気指数) | | | 10未満 | | 10未満 | | 10未満 | | 10未満 | | | | 10 |
| 悪臭 (定性分析) | | | (※2) | | (※2) | | (※2) | | (※2) | | | | |
| ダイオキシン類 (土壤) (pg-TEQ/m³) (※3) | | | 0.013 | | | | | | | | | | 1,000以下 |

(※1) 「<」は定量下限値未満を示します。

(※2) 特に臭気に影響を及ぼすような濃度で検出された物質はありませんでした。

(※3) 土壌は排ガスによる急激な変化が現われないため、各地点で年1回（夏季又は冬季の運転時のみ）測定し、経年変化や傾向を確認します。

※ 本結果を確認するにあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 停止時は、新井公園・新井わかたけ公園・落川交流センター・上落川公園の4地点から代表した1地点で年1回の測定しています。令和3年度は冬季に新井わかたけ公園にて測定します。
- ② 測定地点と周辺地域の大気質の様子を比較するための参考として、大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局）のデータを掲載しています。
- ③ 掲載している基準値は各測定項目におけるそれぞれの法令等で定められたもので、煙突の排ガス基準とは異なるものです。

なお、当該基準は測定地点における各測定項目に適用されるものです。

| 測定項目 | 基準の名称 | 基準の根拠法令等 |
|--------------|---------------------|---------------------------------------|
| 二酸化硫黄 | 環境基準 | 環境基本法 |
| 浮遊粒子状物質 | | |
| 二酸化窒素 | | |
| ダイオキシン類(大気質) | | |
| 塩化水素 | 目標環境濃度 | 環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規136号） |
| 水銀 | 指針値 | 環境省管理局長通知（平成15年9月30日 環管総発第030930004号） |
| 悪臭（臭気指数） | 悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準 | 日野市告示第74号 |
| ダイオキシン類(土壤) | 環境基準 | 環境基本法 |

用語の説明

| 用語 | 説明 |
|-------|---|
| ppm | バーツ・バー・ミリオンの略で、「100万分の1」という意味。「%」と同様、割合を示す単位（1ppm=0.0001%） 1ppmを身近なものに当てはめると、次のようになる。 長さ：1kmの行程のうちの1mm 容量：一般の家庭用風呂（約200リットル）5杯分の水の中の1mlの水 |
| mg/m³ | 1m³中に含まれる物質重量をmg（ミリグラム）で表したもの。1mgは、1千分の1グラム。 |
| μg/m³ | 1m³中に含まれる物質重量をμg（マイクログラム）で表したもの。1μgは、100万分の1グラム。 |
| pg/m³ | 1m³中に含まれる物質重量をpg（ピコグラム）で表したもの。1pgは、1兆分の1グラム。 |
| TEQ | ダイオキシン類の毒性を換算した濃度のこと。 |
| 臭気指数 | 人間の嗅覚を用いて、においの程度を数値化したもの。臭気指数10の目安として梅の花のにおいとされている。 |
| 定性分析 | ある試料にどのような成分が含まれているかを調べること。成分分析。 |